

第18回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議
第2回 香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和2年6月15日(月) 8:30~8:50

場所 県庁本館12階大会議室

議題1「チェックリスト【専門家会議(200529)提言】を活用して点検した香川県の状況について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

新型コロナウイルスに対する香川県等の対応を検証するに当たり、この「香川県新型コロナウイルス対策本部」の下に、ワーキングチームを設置し、第2波、第3波に備えて、香川県のこれまでの取組みを検証することとしている。今回、この検証作業を進めるに当たり、本県の医療提供体制や検査体制などの状況について、国の専門家会議のチェックリストを活用して、49の項目について点検を行った。

具体的には、対応している項目が35項目、対応中の項目が11項目、今後対応予定の項目が3項目となっている。今後対応予定のものとしては、重点医療機関の設定など地域の医療機関ごとの役割分担の明確化や病床確保に係る広域的な連携、疫学調査等のデータを作成・分析する体制の整備の計3項目となっている。このうち、重点医療機関の設定等については、今後国において、重点医療機関の考え方が示される予定であり、それを踏まえ検討する必要がある、広域的な連携については他県との調整が必要であること、疫学調査等については、専門的な助言等を受ける必要があることから、今後検討を進める。

また、対応している項目等に対しても、今後の第2波・第3波に備え、また、新型コロナウイルス対策検証ワーキングチームでの検証なども踏まえ、取組みの充実を図ってまいりたい。

本部長発言

チェックリストの各項目については、説明があったとおり、概ね対応できていると思うが、今後対応予定又は対応中の項目もあることから、引き続き、チェックリストを踏まえて、対策を進めていただきたい。

議題2「新型コロナウイルス感染症対策(令和2年度6月補正予算(案))について」

政策部長から資料に沿って説明

本部長発言

県内の感染の状況に十分注意しながら、第2波に備え、万全の対策を講じていただきたい。

本日、この補正予算議案を議会へ送付することになるが、今後も最新の状況や動向を踏まえて本県にとって必要な対策を、先週12日に成立した国の2次補正予算に盛り込まれた事業も含め、機を逸することなく講じる必要がある。

このため、各部局においては、6月定例会への追加提案も視野に、追加の補正予算について早

急に検討していただきたい。

議題3「6月19日以降の感染予防対策期における対策について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

感染予防対策期における対策については、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことにしている。その移行期間としては、①の期間が6月18日までとなっているため、今回、6月19日以降の対応について、ご説明させていただく。

まず、1.（1）外出の自粛等についてであるが、6月18日までは、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都ほか首都圏3県及び北海道）との間の移動は、県民の皆様が慎重に検討して行動していただくようお願いしているところ、6月19日以降は、この外出自粛の協力依頼を緩和する。しかしながら、緩和後であっても、移動に当たっては、移動先の感染状況や、ご自分の体調などを考慮し、適切に判断していただくようお願いする。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設への外出については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されるまでは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いしていたが、この度、ライブハウス関係、社交飲食業などの業界団体から、新たにガイドラインが示されたので、今後は、これらのガイドラインの徹底等により、一定の安全性が確保されることを前提に、外出自粛の協力依頼を緩和することとする。ガイドラインの徹底等の確認に当たっては、事業者の皆様が、前回の本部会議でお示しした掲示様式などを活用して、感染防止対策を実施しているということを店舗や事業所に掲示していただくことなどにより、県民の皆様が外出を避けなくても良いということを認識していただければと思う。

次に、3. 催物（イベント等）の開催について、前回から方針に変更はないが、②の期間に移行するので、改めて説明する。

6月1日の本部会議で、国の基本的対処方針などを踏まえ、国から示された方針に沿って、イベントの種別に応じ、移行期間ごとの人数上限などを定めているが、6月19日からは②の期間に移行する。

コンサート等、展示会等について、屋内にあっては人数上限を1,000人以下又は収容人数の50%のどちらか小さい方、屋外にあっては1,000人以下で、十分な間隔（できるだけ2m）確保できるものについて、開催を可能とする。

プロスポーツ等については、無観客での開催を可能とし、また、お祭り・野外フェス等のうち、全国的・広域的なものについては、引き続き開催自粛を求めることとするが、地域の行事については、特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものについては開催を可能とする。

なお、これら催物（イベント等）の開催にあたっては、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることやイベント参加者の夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避等の適切な行動管理が前提となっており、ま

た、それぞれのイベントごとに、守っていただきたい留意事項を表中にお示ししているのです、これらを適切に踏まえた上での対応をお願いします。

県としては、「感染予防対策期」において、県民の皆様には「新しい生活様式」が定着することや事業者の皆様には適切な感染防止対策を講じていただくことを前提として移行期間を設け、一定の安全性が確保されることを確認しながら、これまでの自粛等の協力依頼を段階的に緩和しつつ、社会経済活動のレベルを引き上げてまいりたいと考えているので、引き続き、県民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

その他

危機管理総局長から資料に沿って説明

(避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針について)

出水期に入り、避難所での感染症対策を徹底することが重要であるため、県では、4月30日に、避難所における感染症対策に関する通知を市町に出すとともに、6月9日には、避難所において発熱等の症状が出た場合の対応フロー図を市町に示したところであるが、このたび、県としての感染症対策指針を取りまとめたので、ご報告する。

主な内容としては、県民の方々に、平時からハザードマップ等を活用して災害リスクを把握し、避難所の位置や避難経路を確認してもらうとともに、避難発令が出た際には、指定避難所への避難以外に、安全な自宅への避難などの在宅避難や安全な知人宅等への避難もあることを周知徹底すること、また、避難所での3密対策として、世帯間や通路の幅を基本的に2m以上開けるとともに、より多くの避難場所を確保するため、市町において指定避難所以外の避難場所やホテル・旅館等の活用を検討すること、さらには、避難所等における感染防止対策としてマスク、消毒液、パーテーションなど必要な物資や資機材を確保し、また、避難者の健康管理に十分注意すること、避難者が発熱等の症状が出た場合には保健所にすぐ連絡する等の対応について取りまとめている。

この指針は市町に通知し、避難所を運営する市町と連携しながら感染症対策に取り組むとともに、「ハザードマップを活用した避難行動、新型コロナウイルス感染症に注意！！」というチラシを今後、県内すべての世帯に配布して、周知を図ることとしている。

本部長発言

梅雨に入り、豪雨などによる災害が心配される時期を迎えている。避難所での新型コロナ感染症対策については、各市町と連携して徹底を図るとともに、各部局においては、改めて、発災時の対応などを確認し、災害対策に万全を期すようお願いしたい。

いずれにせよ、災害対策を含めて、引き続き気を緩めることなく、県民生活の安全・安心の確保を図るため、各部局が一丸となり、スピード感をもって事態に当たっていただきたい。